「女性活躍加速のための重点方針2017」関連施策の実施状況及び決算額等について（暴力部分抜粋）

通し番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的（平成30年1月時点）	施策の概要（令和元年8月末時点）	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
									平成29年度予算・決算額（千円）			平成30年度予算・決算額（千円）			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018（通し番号）（※1）	2019（通し番号）（※2）	関連性の高い		その他	
									歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）	歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）							分野	大項目		
Ⅱ．女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																								
1．女性に対するあらゆる暴力の根絶																								
（1）性犯罪への対策の推進																								
104	Ⅱ	1	(1)	①		刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会においては、28年9月、要綱（骨子）が採択され、法務大臣に答申が行われた。 この答申を踏まえ、法務省において所要の検討を行い、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したところ、29年6月16日に成立し、同年7月13日に施行されたことを踏まえ、必要な措置を行う。	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行されたことから、「必要な措置」として、29年度中に、その法改正の趣旨を関係機関等に周知した。	－	－	－	－	－	－	「刑法の一部を改正する法律」が平成29年7月13日に施行	－	－	－	27、28、29 30、31、32	－	7	4	－	法務省
105	Ⅱ	1	(1)	②		性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。 また、センターの共通ダイヤル化を実施するとともに、コールセンター導入のための調査を実施し、センターの24時間化に向けた取組を促進することで、さらなる相談・支援体制の充実を推進する。	9,120	5,653	62.0%	11,099	9,536	85.9%	－	－	－	－	34、75	8、10、55	7	4	－	内閣府
106	Ⅱ	1	(1)	②		性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「センター」という。）の設置数については、「第４次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）において、32年までに各都道府県に最低1箇所の成果目標が設定されたところ。 全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。	センター運営の安定化及び質の向上等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する（1/2又は1/3を補助）。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	163,386	137,468	84.1%	187,035	169,573	90.7%	－	－	－	－	35	7	7	4	－	内閣府
107	Ⅱ	1	(1)	③		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年４月１日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 令和元年度においても、引き続き同様の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。	28,156の内数	－	－	28,156の内数	－	－	－	－	－	都道府県警察に対する通達の発出（「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について」（平成28年４月））	37	－	7	1	－	警察庁
108	Ⅱ	1	(1)	③			性犯罪被害者相談電話番号の統一化	「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年４月１日閣議決定）において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。 これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤルを導入した。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル（#8103）については、平成31年４月から全都道府県において24時間運用が実現したところであり、これを適切に運用するとともに、国民への更なる周知等を図る。	3,328	－	－	3,840	－	－	－	－	－	都道府県警察に対する通達の発出（「性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の運用開始について（通達）」（平成29年７月））	38	11	7	4	－	警察庁
109	Ⅱ	1	(1)	③			女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等への女性警察官等を指定している（平成29年４月現在8,557名を指定）。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成30年度も、これらの施策を推進する必要がある。	性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官により対応できるよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等への女性警察官等の指定を推進する。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付き添い等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事する。 また、警察庁において、各都道府県警察における幹部の警察官を対象とした、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施するほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等を対象とした、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施する。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	都道府県警察に対する通達の発出（「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について」（平成29年６月）、「被害者の心情に配意した性犯罪捜査の推進について」（29年７月））	40	13	7	4	－	警察庁
（2）若年層を対象とした性的な暴力の根絶																								
110	Ⅱ	1	(2)	①			人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6%	2,304	2,429	105.4%	－	－	－	－	53	19、51	7	7	－	内閣府

参考資料３

通し番号	重点方針2017該当箇所						該当施策名	施策の背景・目的 （平成30年1月時点）	施策の概要 （令和元年8月末時点）	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
										平成29年度予算・決算額（千円）			平成30年度予算・決算額（千円）			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018（通し番号）（※1）	2019（通し番号）（※2）	関連性の高い		その他	
										歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）	歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）							分野	大項目		
111	Ⅱ	1	(2)	①	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）に基づく対策の推進		「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）に基づく対策の推進	平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）が策定されたことを受け、同計画に掲載された子供の性被害に係る諸対策を推進する必要がある。	「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」には、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化、被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生等の6本の柱ごとに合計88の施策が掲載されており、同プランに基づき、子供の性被害防止のための取組を推進している。	5,324	2,928	55.0%（都道府県警察費補助金を除く）	17,018	12,264	72.1%（都道府県警察費補助金を除く）	－	－	－	－	51	17	7	5	－	警察庁
112	Ⅱ	1	(2)	①			自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等	コミュニティサイト等の利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の犯罪に係る被害児童数は増加傾向にあり、平成28年中は過去最多を記録した。このような児童の性的搾取等に係る深刻な情勢を踏まえ、各種広報啓発を推進することにより被害を防止する必要がある。特に、児童ポルノ事犯に関して、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送らされる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、被害の防止対策が急務になっていることから、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する必要がある。	児童ポルノ自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」の翻訳、SNSや出会い系サイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するためのリーフレットの作成・配布を始めとした広報啓発等の各種取組を実施している。	40,673	36,547	89.9%（都道府県警察費補助金を除く）	4,584	482	10.5%（都道府県警察費補助金を除く）	－	－	－	－	－	17	7	5	－	警察庁
113	Ⅱ	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビ デオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進		「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビ デオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施　など	－	－	－	10,697の内数	5,506の内数	－	－	－	－	－	47、70	14、49	7	4	7-1	内閣府
114	Ⅱ	1	(2)	②			「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（以下「対策会議」という。）が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、29年から毎年4月を政府一体となった「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」（以下「集中月間」という。）と位置付け、取組を実施したところである。 また、平成29年5月に開催された対策会議において、集中月間の実施状況等を踏まえ、引き続き、政府一体となった対策を推進すべく「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策」が取りまとめられたことから、集中月間における実施状況も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き対策を講ずることとする。	「JKビジネス」に関連する犯罪被害を防止するため、中学校及び高校の生徒向けの啓発用動画を作成し、DVDを都道府県警察に配布するとともに、政府インターネットテレビに掲載している。	－	－	－	3,959	3,722	94.0%	－	－	－	都道府県に対する通達の発出（「アダルトビデオ出演強要問題に係る対策の推進について（通達）」（平成29年5月）、「いわゆる「JKビジネス」問題に対する今後の対策の推進について」（平成29年5月））	48	－	7	4	7-5	警察庁
115	Ⅱ	1	(2)	②			消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益擁護を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。 また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などをすることができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	【施策の実施状況】 【適格消費者団体等への周知の実施】 ・平成30年3月及び平成31年4月に、「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の取組みとして、適格消費者団体に対して、アダルトビデオへの出演強要に関連する相談が寄せられた場合には、アダルトビデオ出演強要問題が消費者契約法に該当することがあることを踏まえて適切に対応願うこと等について周知を行った。 ・平成30年4月に、地方公共団体に対して、アダルトビデオ出演強要問題と消費者契約法の適用についての周知を行った。 ・消費者契約法の一部を改正する法律（平成30年法律第54号）の成立により取り消し得る不当な勧誘行為、無効となる不当な契約条項の追加等がなされることとなったことを踏まえ、平成30年8月に、業界団体に対して、アダルトビデオ出演強要問題と改正後の消費者契約法の適用についての周知を行うとともに、同年9月、消費者庁HP上での同内容の周知を行った。 【消費者被害の実態調査の実施】 ・平成30年度においては、全国の五つの事業者への委託を通じ、全国の消費者被害の情報の収集及び検討を行った。 ・令和元年度においても、全国の六つの事業者への委託を通じ、同様の調査を行っているところである。	43,034	25,558の内数	－	82,693の内数	61,268の内数	－	－	－	定員2名増	－	－	－	7	1	Ⅳ－3	消費者庁
116	Ⅱ	1	(2)	②			地方消費者行政推進事業	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	ＡＶ出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備（職員・相談員研修等の充実）などに積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 （令和元年度予算案等） ・上記取組を行うため、地方消費者行政強化交付金を計上。	－	－	－	2,400,000の内数	1,885,310の内数	－	－	－	定員1名増	－	49	－	7	1	8-2	消費者庁
117	Ⅱ	1	(2)	②			青少年を取り巻く有害環境対策の推進	インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっている。このため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進することにより、青少年の健全育成を図る。	日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、地域において、インターネットの安全な利用方法や有害情報に関する知識等を教育・啓発するネットリテラシー指導員の養成講座や、インターネット上のトラブルに巻き込まれた子供たちのためのコミュニティサイト等による相談体制の構築等を実施する「ネット対策地域支援事業」を通じ、地域における先進的な有害環境対策を推進する。	49,510の内数	38,630の内数	－	42,287の内数	39,042の内数	－	－	－	－	－	－	－	7	4	－	文部科学省

通し番号	重点方針2017該当箇所						該当施策名	施策の背景・目的 （平成30年1月時点）	施策の概要 （令和元年8月末時点）	政策手段 平成29年度予算・決算額（千円） 歳出予算現額 （歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額 （千円）	使用割合 （%）	平成30年度予算・決算額（千円） 歳出予算現額 （歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額 （千円）	使用割合 （%）	法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	重点方針 2018 （通し番号） （※1）	2019 （通し番号） （※2）	第4次男女共同参画基本計画との関係 関連性の高い 分野	大項目	その他	担当府省庁
118	Ⅱ	1	(2)	②			防犯教育の推進（学校安全教室の推進）	性犯罪を含む児童生徒等の安全を脅かす事件が依然として発生していることから、学校における防犯教育を推進し、犯罪被害を防止していく。	学校における学校安全教室（防犯教室、防災教室及び交通安全教室）の講師となる教職員等に対する講習会の実施を支援することにより、教職員の指導力の向上を図り、効果的な防犯教育の推進する。 講習会については、企画提案のあった都道府県・指定都市において、事業計画に基づき実施する。	266,383の内数	176,509の内数	－	224,573の内数	146,257の内数	－	－	－	－	－	－	－	7	1	－	文部科学省
119	Ⅱ	1	(2)	②			情報モラル教育推進事業	携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じている状況のもと、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。	・情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善 ・児童生徒向け啓発資料の作成・配布 ・情報モラル教育の推進に係るセミナーの開催	15,186	13,914	91.6%	19,679	17,371	88.3%	－	－	－	－	－	－	7	5	7-9	文部科学省
120	Ⅱ	1	(2)	②			スクールカウンセラー等活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者をはじめとする犯罪被害者等を含む児童生徒の様々な相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置を拡充（令和元年度予算：27,500校）してきた。	4,558,778の内数	5,901,450の内数	－	4,568,912の内数	6,086,556の内数	－	－	－	－	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	－	27	7	5	8-1	文部科学省
121	Ⅱ	1	(2)	②		「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	スクールソーシャルワーカー活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の様々な相談等に的確に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充（令和元年度予算：10,047人）してきた。	1,258,454の内数	5,901,450の内数	－	1,483,581の内数	6,086,556の内数	－	－	－	－	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	－	－	7	5	8-1	文部科学省
122	Ⅱ	1	(2)	②			業界関係者に対する法令等の周知	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等については、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要があり、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した（平成29年3月21日関係府省申合せ）。同会議において決定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」において、業界関係者に対する法令等の周知を実施することとしている。	アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもって禁じられていること（労働者派遣法第58条）等について、平成29年9月15日付けで、業界関係者に対して周知を行った。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	4	－	厚生労働省
123	Ⅱ	1	(2)	③		若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討	若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施により、暴力を容認しない社会環境の整備を図る。また、若年層の性暴力被害に係る相談対応力の向上に向け、メール・SNS等を活用した相談を試行的に実施し、効果的な相談・支援のためのノウハウの蓄積及び普及を図る。	10,045	8,841	88.0%	－	－	－	－	－	－	－	54、71	－	7	4	7-1	内閣府
（3）ストーカー事案への対策の推進																										
124	Ⅱ	1	(3)	①		「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成28年中のストーカー事案の相談等件数は22,737件と高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。 また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	（平成29年度） ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、地方警察官の増員を措置した。 （平成30年度から令和元年度） 以下の施策を実施し、人身安全関連事案への対策の推進を目指す。 ・ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助　等	41,274	52,231 の内数	－	35,712	60,978 の内数	－	－	－	要求認められず	地方財政計画	63	43	7	3		警察庁

通し番号	重点方針2017該当箇所						該当施策名	施策の背景・目的 （平成30年1月時点）	施策の概要 （令和元年8月末時点）	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
										平成29年度予算・決算額（千円）			平成30年度予算・決算額（千円）			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018（通し番号）（※1）	2019（通し番号）（※2）	関連性の高い		その他	
										歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）	歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）							分野	大項目		
125	Ⅱ	1	(3)	②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	ストーカー加害者更生に関する取組の実施（124の再掲（一部））	最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の多様化により、ストーカー事案への対応はますます困難化しており、被害者自身においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、関係機関により相談窓口の整備は進められているものの、当該窓口においても、事案の危険性等を判断するためのツールがないため、被害者等からの相談に対し、何ら対応できない実態もあるものと考えられる。 ストーカー加害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行うが、その後、加害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等を起こすことなく生活できるようにするためには、関係機関等との連携が不可欠である。しかし、特に加害者への対応に関しては、関係機関ができる措置や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。 こうした観点から、海外の文献や取組等を参考としつつ、相談段階における被害者への的確な支援の在り方、加害者の対応に係る連携のための問題点や改善策について調査し、提言を受けることを目的とする。	多機関連携によるストーカー対策のための取組に係る有識者検討会を設置し、海外の文献等も参考にしつつ、被害者や関係機関が事案の危険性等を評価するための評価シートを作成するとともに、これらの情報を関係機関で共有するための問題点や改善策について提言を受ける。	11,545	9,180	79.5%	12,709	4,253	33.5%	－	－	－	－	66	46	7	3	－	警察庁
126	Ⅱ	1	(3)	③	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理業務等の充実・強化（124の再掲（一部））	ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察署からの速報を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル、相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル及び相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。	12,061	31,929の内数	－	15,495	52,009の内数	－	－	－	－	－	67	－	7	3	－	警察庁
（4）配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																									
127	Ⅱ	1	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者（センター長及びセンター主管課長）を対象とする研修（支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理）、相談員（センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員）を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性や連携のあり方に関する理解を促進する。	22,539	18,604	82.5%	22,407	14,985	66.9%	－	－	－	－	58、60、73	32、41、54	7	2	－	内閣府
128	Ⅱ	1	(4)	①		DV被害者のための相談機関案内サービス	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル（0570-0-55210）を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関（配偶者暴力相談支援センター等）の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する（携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうように地方公共団体に依頼）。	1,631	1,349	82.7%	1,631	766	47.0%	－	－	－	－	57	40	7	2	－	内閣府
129	Ⅱ	1	(4)	②	婦人保護事業の在り方の検討	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、保護・援助を必要とする状態等にある女子について、相談・支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ること等を目的としている。	平成29年度においては、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を行うため、調査研究において、婦人相談所等における支援の内容等を中心として実態把握を行うとともに、若年女性に対する民間団体による支援の実態についても把握した。 平成30年度予算においては、 ・婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、一定の研修を修了した者について勤務実態に応じた手当額となるよう、婦人相談員手当を引上げた。 ・婦人保護施設等における支援の充実を図るため、婦人保護施設等における同伴児童対応職員の配置の拡充等を行った。 ・若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施した。 令和元年度予算においては、婦人保護施設を退所した者に対し、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるよう、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を緩和する。 平成29年度調査研究事業において実施した、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」の調査結果等を踏まえ、平成30年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、検討を進めている。	17,697,487の内数	8,283,416の内数	－	18,201,972の内数	－	－	－	－	－	－	－	－	7	2	－	厚生労働省

通し番号	重点方針2017該当箇所						該当施策名	施策の背景・目的 （平成30年1月時点）	施策の概要 （令和元年8月末時点）	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
										平成29年度予算・決算額（千円）			平成30年度予算・決算額（千円）			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018（通し番号）（※1）	2019（通し番号）（※2）	関連性の高い		その他	
										歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）	歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）							分野	大項目		
130	Ⅱ	1	(4)	③		関係機関相互の連携体制の整備・強化	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業（127の再掲）	配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者（センター長及びセンター主管課長）を対象とする研修（支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理）、相談員（センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員）を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性や連携のあり方に関する理解を促進する。	22,539	18,604	82.5%	22,407	14,985	66.9%	—	—	—	—	58、60、73	32、41、54	7	2	—	内閣府
131	Ⅱ	1	(4)	④		加害者更生に関する取組の具体化	被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行う。	リスクアセスメントに基づく加害者対応方針（加害者プログラム実施団体との連携を含む。）について諸外国におけるヒアリング調査を通して研究するとともに、リスクアセスメント指標案を作成し、配偶者暴力相談支援センター等を対象とする試行調査を実施する。調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめる。	—	—	—	10,221	13,255	129.7%	—	—	—	—	61	38	7	2	—	内閣府
132	Ⅱ	1	(4)	⑤		改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の対策の在り方の検討	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4年を経過したことを受けて、その施行状況や、相談内容・被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討する。	平成29年度「男女間における暴力に関する調査」結果の検討、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討を行うとともに、有識者等からの意見聴取等を行う。 また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）における配偶者暴力防止法の検討条項を踏まえた検討を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62	42	7	1	—	内閣府
（5）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																									
133	Ⅱ	1	(5)	①		的確な実態把握の推進	男女間における暴力に関する調査	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施するに当たり、調査項目について検討する。	14,330	16,954	118.3%	—	—	—	—	—	—	—	27	1、47	7	1	—	内閣府
134	Ⅱ	1	(5)	①		的確な実態把握の推進	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	48	7	1	—	内閣府
135	Ⅱ	1	(5)	②		広報、啓発の充実	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）。 潜在化しやすい女性に対する暴力（配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等）の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動のポスター及びリーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間（11月）と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進する。	6,373	3,167	49.7%	10,697の内数	5,506の内数	—	—	—	—	—	72	31、50	7	1	—	内閣府
136	Ⅱ	1	(5)	②			人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施（110の再掲）	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM（国際移住機関）、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6%	2,304	2,429	105.4%	—	—	—	—	53	19、51	7	7	—	内閣府
137	Ⅱ	1	(5)	②			「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業（113の再掲）	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施　など	—	—	—	10,697の内数	5,506の内数	—	—	—	—	—	47、70	14、49	7	4	7-1	内閣府
138	Ⅱ	1	(5)	②			若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究（123の再掲）	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月策定）においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	10,045	8,841	88.0%	—	—	—	—	—	—	—	54、71	—	7	4	7-1	内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所						該当施策名	施策の背景・目的 （平成30年１月時点）	施策の概要 （令和元年8月末時点）	政策手段										重点方針		第４次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁
										平成29年度予算・決算額（千円）			平成30年度予算・決算額（千円）			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018（通し番号）（※1）	2019（通し番号）（※2）	関連性の高い		その他	
										歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）	歳出予算現額（歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの）	決算額（千円）	使用割合（%）							分野	大項目		
139	Ⅱ	1	(5)	③	研修等の充実		若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。	6,080	4,162	68.5%	3,891	5,147	132.3%	－	－	－	－	74	53	7	1	－	内閣府
140	Ⅱ	1	(5)	③			性犯罪被害者等支援体制整備促進事業（105の再掲）	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。 また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	9,120	5,653	62.0%	11,099	9,536	85.9%	－	－	－	－	34、75	8、10、55	7	4	－	内閣府
141	Ⅱ	1	(5)	③			女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業（127の再掲）	配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者（センター長及びセンター主管課長）を対象とする研修（支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理）、相談員（センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員）を対象とする研修（法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの）を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性や連携のあり方に関する理解を促進する。	22,539	18,604	82.5%	22,407	14,985	66.9%	－	－	－	－	58、60、73	32、41、54	7	2	－	内閣府
142	Ⅱ	1	(5)	③			検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施している。	－	－	－	－	－	－	－	－	－	研修科目の充実	－	－	7	1	7-4	法務省